

沖縄県ひとり親等家庭等在宅就業推進事業実施要綱

令和7年8月19日こ女第397号

(目的)

第1条 この事業は、「沖縄県ひとり親家庭等在宅就業推進事業実施要綱」（令和7年8月19日こ女第397号決定。以下「要綱」という。）の実施に際して、要綱第6条に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者の確認)

第2条 本事業の対象者については、ひとり親家庭の父母にあつては児童扶養手当受給証等をもって、確認を行う。また、要綱第3条（2）及び（3）の要件については、事前に面談等を実施することで確認を行う。

なお、一定の知識や技術等の習得が必要なものに対しては、沖縄県ひとり親家庭等就業・自立支援事業の就業支援や自立支援教育訓練給付金又は雇用保険制度の教育訓練給付金等、適切な支援制度へと繋げるものとする。

(在宅就業支援の実施)

第3条 本事業による在宅就業支援については、次により行う。

1 事業実施計画の策定

本事業の実施にあたっては、以下の内容について事業実施計画を策定し、事業の目標及び目標を達成するための手段を明確にする。

- ①本事業の周知方法
- ②在宅業務一覧
- ③支援対象者の募集
- ④在宅ワークの業務開拓・受注環境の提供方法
- ⑤受注した在宅ワークの支援対象者への提供
- ⑥その他

2 業務の発注又は受注環境の提供

事業実施者は、企業等から受注した業務について、支援対象者に発注又は受注環境の提供を行うものとする。

3 在宅就業コーディネーターの配置

事業実施者（在宅就業コーディネーターを通じた支援を行うために、支援対象者に対して、業務の発注、納品に対する報酬の支払い等を行う者）は、在宅就業に関する知識やひとり親家庭等への理解を有する者で、支援対象者に対し適切に在宅業務支援を行うことができる能力を有する者を在宅就業コーディネーターとして配置するものとする。

4 在宅就業コーディネーターの業務

在宅就業コーディネーターは、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 支援対象者に対し、発注企業等との契約締結の方法や業務スケジュールの管理等、在宅業務を適切に行うために必要なノウハウを習得するための支援を

行うものとする。

イ 支援対象者に対し、在宅業務を適切に行うために必要な知識及び技能を習得するために必要な情報提供を行うものとする。

ウ その他の援助

支援対象者に対して、その業務を適切に行うために必要な助言その他の援助を行うものとする。

エ 関係機関との連携

支援対象者からの就業その他生活の相談に応じるとともに、母子・父子自立支援員又は就業支援専門員等と連携した支援を行うこと。

5 検収及び発注元企業への納品

事業実施者は、支援対象者に業務を発注する場合においては、支援対象者から納品された業務について検収を行い、発注企業等に対して納品を行うものとする。

6 支援対象者への報酬の支払い

事業実施者は、支援対象者に業務を発注する場合においては、支援対象者と請負契約を結んだ上で、支援対象者に対する発注、報酬の支払いを行うものとする。

なお、請負契約の締結に際しては、支援対象者に対し十分な説明を行う。

7 業務発注時における支援対象者への説明

事業実施者は、支援対象者に業務を発注する場合においては、支援対象者に対して次に掲げる事項を明示するものとする。

ア 在宅業務の内容

イ 請負契約に基づき支援対象者が行う在宅業務の実施方法（物品製造等業務の作業手順や危険回避の留意事項等）

8 支援状況の把握

事業実施者は、支援対象者の在宅就業による収入月額を把握し、その向上に努めるものとする。

9 支援期間

本事業による支援は原則として最長1年とする。

（その他の業務）

第4条 その他、本事業を円滑に遂行するために、普及啓発や事業評価など、本事業の円滑な実施に必要な事項について、行うことができる。

（経費）

第5条 委託により行う事務に要する経費は、別途定める委託契約書に準じて支払うものとする。

附則

この要領は、令和7年8月19日から施行する。